

協 議 第 2 4 号 関 係 資 料 (協議項目 24-10-)

○ 勤労者生活資金融資

		伊那市	高遠町	長谷村	調整案
概要		市町村内に居住する勤労者に対して労働金庫と協調して生活資金の融資を行う。			限度額 ：1,500 千円 利率 ：長野県労働金庫と調整 保証料補給 ：全額補給は廃止 未組織労働者については、組織労働者の保証利率との差額に相当する額を補給する
対象者		市町村内に 1 年以上住所を有し、市町村税完納者であること 労働金庫会員の組織労働者または互助会会員であること			
融資条件	限度額	1,500 千円	1,000 千円		
	期 間	融資した日から 5 年以内			
	償還方法	融資機関内の元利均等償還			
	利 率	年 2.15%			
保証料補給		未組織労働者については、組織労働者の保証料率(0.64%)との差額に相当する額を補給	高遠町勤労者互助会会員で高遠町勤労者生活資金融資要綱に基づき融資の斡旋を受けた者は、信用保証料を補助するものとする。		
預託金		70,000 千円	5,000 千円		